

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出等について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から、別添のとおり、令和3年3月25日付け障障発0325第1号「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正が示されましたので、お知らせします。

つきましては、令和4年4月または5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合(令和3年度から引き続き取得する場合を含む)は、令和4年4月15日(金)までに別紙様式により、オンライン申請フォームにて、処遇改善計画書のご提出をお願いします。

また、令和3年度に加算を算定しており、令和4年度には加算を算定しない場合も手続きが必要となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年2月10日付け障第1830号他にてお知らせした「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業に係る申請方法や計画書様式については、近日中に別途案内予定です。

記

**I. 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出**

**1 提出書類**

別紙「令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等提出書類一覧表」をご確認ください。

様式は下記の岐阜県ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

※計画書のエクセルファイル中には、別事業である「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」取得時に提出を求める交付金用計画書様式がありますが、これは本処遇

改善加算等を算定するために参考に添付したものであり、今回提出不要です。

※障害福祉サービス事業所等の事務負担・文書量の削減の観点から、計画書の提出に当たり、記載内容の根拠となる資料、就業規則・賃金規程等及び労働保険に加入していることが確認できる書類の添付は求めませんが、提出時には別紙様式2-1「6届出に係る根拠書類について」を確認するとともに、当該就業規則等を都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示することができるよう適切に保管してください。

## 2 提出期限

令和4年4月15日(金)【厳守】

※ 年度の途中で当該加算を算定する場合は、当該加算を算定する月の前々月の末日までに届け出る必要があります。

## 3 提出先

(1) 岐阜圏域(羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)に所在する指定事業所・施設  
岐阜市内に所在する指定障害児入所施設  
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所

(2) 上記(1)以外の指定事業所・施設  
※複数の圏域にまたがって事業所・施設を運営する法人を含む  
→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課

## 4 提出先

下記県ホームページ中のオンライン申請フォームより提出してください。

なお申請フォームは、その計画書の提出先(上記3)により異なりますので、ご注意ください。

**【県ホームページ】(再掲)**

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。また、複数の事業所について一括して届出を行う場合(法人単位で届出を行う場合)で、複数の指定権者から指定を受けている場合については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。

例 岐阜市に所在する「就労継続支援A型事業所」と瑞穂市に所在する「放課後等デイサービス事業所」を運営している法人

就労継続支援A型事業所 → 岐阜市指定

放課後等デイサービス事業所 → 岐阜県指定

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、岐阜市と岐阜県の両方に計画書の届出を行う必要がある。

- ※ 基準該当事業所については、登録等を受けた各市町村へ届出が必要になります。
- ※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

## 5 その他留意事項

- 加算対象となる職種、加算の見込額の計算方法等詳細については、令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年3月18日一部改正）を参照の上、届出を行ってください。
- 加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合などに、加算算定事業所を追加する場合は、別紙様式5により変更の届出を行ってください（Ⅲ. 変更の届出等について参照）。

## Ⅱ. 令和4年度から加算の算定を停止する場合について

令和3年度に加算を取得しており、令和4年度は加算を取得しない場合についても、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」（児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」）の提出が必要となりますので、期日までに提出してください。

## Ⅲ. 変更の届出等について

### 1 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス等処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別添様式5により変更の届出を行う必要があります。計画書の届出と同じく、加算を算定する月の2ヶ月前の末日までにご提出ください。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による、障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ③ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合又は処遇改善加算（Ⅲ）もしくは処遇改善加算（Ⅳ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。）があった場合
- ⑤ 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する特定処遇改善加算区分に変更が生じる場合

（喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3ヶ月以上継続した場合には、変更の届出を行ってください。）

## 2 特別事情届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式4の特別な事情に係る届出書により届出が必要です。

※計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画添付書類を添付してください。

## IV. 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3-1の福祉・介護職員処遇改善実績報告書の提出が必要です。

### 例1. 令和5年3月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和5年5月であるため、令和5年7月までに提出する必要がある。

### 例2. 令和4年9月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和4年11月であるため、令和5年1月までに提出する必要がある。

なお、実績報告書の提出がない場合、加算額の全額返還となることもありますので、遺漏のないようご注意ください。

(参考)

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日付厚生労働省事務連絡）」

問20

期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

答

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

## ○本通知に係る問い合わせ先

※問い合わせ先は上記I. 3のとおり、計画書の提出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	森
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	谷口	担当	藤吉
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		